

瀬戸内市「食のしあわせプロジェクト」について

総合政策部企画振興課

子ども達の健やかな成長と農業をつなぐ「食のしあわせプロジェクト」

1. プロジェクトの趣旨

瀬戸内市は温暖な気候に恵まれた自然条件を活かし、キャベツや白菜等の露地野菜や米、ブドウ等の果樹の生産が盛んな地域です。本市では、そのような特性を活かし、「食の大切さ」を起点に、子どもたちの郷土愛の醸成を図るとともに、本市にとって重要な産業である農業への理解と農家の所得の拡大等を目的として、平成26年度から市民団体や小売店、農業関係者の皆様との協働により、学校給食への地場産品の提供による地産地消を推進してきました。

今までの取組をより発展させ、市内の保育所や幼稚園、小学校、中学校に地産地消の給食を提供することで、子ども達や保護者への食育を推進し、農業の活性化を図るため、「食のしあわせプロジェクト」として事業を展開してまいります。

2. プロジェクトの目的

① 地産地消の給食で子ども達を笑顔にします

給食の地場産品利用を拡大することで、子ども達と農業をつなぐとともに、農家が抱える問題解決や農業振興につなげます。

② 農家自慢の野菜を子ども達に届けます

農家の顔が見える供給体制を確保することで、安全・安心な給食を子ども達に届けるとともに、豊かな食による子ども達の地域や地元農業への愛着心を育みます。

③ 給食で子どもの食の基礎を育みます

地産地消の給食により、子ども達と保護者の食育を推進するとともに、地場産品の購入意欲向上による農業の活性化につなげます。

3. 取組の概要

市役所関係部署が連携し、子ども達や保護者へ食育の推進と、農業の活性化に向けた取組を展開します。まずは、保護者や農業関係者、給食関係者などの皆様に向け、給食での地産地消や食の安全・安心、豊かな食生活などに関する理解を深めていただくための講演会などの開催を予定しており、関係する補正予算を令和4年8月議会に計上しています。

また、本プロジェクトへの支援を募るふるさと納税(クラウドファンディング)を開始する予定です。


地域型保育事業の概要

新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村による認可事業(地域型保育事業)として、児童福祉法に位置付けた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとしています。

■4つの事業類型


- 利用者は、次の4つの類型の中から事業を選択することができます。
- 都市部では、認定こども園等を連携施設として、小規模保育等を増やすことによって待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指します。

**小規模
保育事業**




事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所等	保育者の居宅、その他の場所、施設
認可定員	6~19人

**家庭的
保育事業**




事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所等	保育者の居宅、その他の場所、施設
認可定員	1~5人

**事業所内
保育事業**



事業主体	事業主等
保育実施場所等	事業所の従業員の子ども+ 地域の保育を必要とする子ども(地域枠)

**居宅訪問型
保育事業**



事業主体	市町村、民間事業者等
保育実施場所等	保育を必要とする子どもの居宅

地域型保育事業の認可基準

地域型保育給付を受けるための認可基準を紹介します。

なお、「小規模保育事業」については、多様な事業からの移行を想定し、3類型の認可基準を設定しています。

A型:保育所分園、ミニ保育所に近い類型 **B型**:中間型 **C型**:家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型

※特にB型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1/2以上としています。同時に小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて質の確保を図ります。

※また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定を検討することで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしています。

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模 保育事業 	A型 保育所の配置基準+1名	保育士*1	0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡	●自園調理 (連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3
	B型 保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		
	C型 0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡	
家庭的 保育事業 	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡	
事業所内 保育事業 	定員20名以上…保育所の基準と同様 定員19名以下…小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
居宅訪問型 保育事業 	0～2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—

・小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求めています。

・連携施設や保育従事者の確保等が困難な離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設けています。

・給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設けています。

〈参考〉

保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) ●調理室 ●調理員
-----	----------------------	-------	---	--

*1 保健師、看護師又は准看護師の特例を設けています(平成27年4月1日からは准看護師も対象)。

*2 市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者とします。

*3 家庭的保育事業の調理員については、3名以下の場合、家庭的保育補助者を置き、調理を担当することも認めます。

瀬戸内市文化財保存活用地域計画について

1 文化財保護法の改正（平成 31 年 4 月 1 日改正法施行）

- ・ 過疎化や少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んで行くことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。
- ・ 法第 183 条の 3「当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（※文化財保存活用地域計画）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。」

2 計画作成の経緯等

- ・ 令和 2 年度に瀬戸内市文化財保存活用地域計画策定協議会を設置して作成を進めている。
- ・ 作成にあたって事前に市民からの意見を徴するため、タウンミーティングを 4 回開催した。
- ・ 随時、文化庁と協議を行い、指導助言をいただいている。
- ・ 令和 4 年 8 月 9 日から令和 4 年 8 月 28 日までの期間でパブリックコメントを実施している。
- ・ 今後は、パブリックコメント等で集まった意見を検討して内容を修正し、計画案を作成する。計画案については、文化庁や国の関係省庁からの意見を踏まえて最終修正して策定する。策定された計画を文化庁に申請し、認定を得るよう進める。

3 瀬戸内市文化財保存活用地域計画の内容について

- ・ めざす将来像として、次の 3 つを掲げている（第 4 章）。
 - 「海・山・土の自然に育まれた歴史文化が残る個性あるまち」
 - 「歴史文化を市民が学び、誇り、伝えるまち」
 - 「歴史文化に親しみ深く知り、歴史文化を活かす人が集う魅力あるまち」
- ・ 将来像実現のため、方向性を次の 4 要素に分け、基本方針を立てている（第 4 章）。
 - 「歴史文化資源を知る」・・・調査、記録、公開
 - 「歴史文化資源を守る」・・・保存、管理、防災、防犯、個別保存活用計画
 - 「歴史文化資源を活かす」・・・人材や団体の育成、整備やコンテンツ作成
 - 「歴史文化資源をつなぐ」・・・ネットワーク構築、地域支援
- ・ 方向性や基本方針を受け、第 6 章以降に具体的な取組である措置を記載している。

歴史文化財団について

1 背景

- ・ とりまく社会の変化により、市内の文化財の滅失や散逸等が危ぶまれている。第 3 次瀬戸内市総合計画の基本計画の一つである、「歴史、文化や芸術を大切にすまち」の実現を目指すためには、文化財保護法第 192 条の 2 に定める文化財保存活用支援団体が必要である。

2 経緯

- ・ 文化財保存活用支援団体となりうる歴史文化財団の在り方について、新たな財団を設立する案、既存の文化財の保存や活用に関する団体を拡充する案の 2 つの案を検討した結果、後者の方向とした。
- ・ 既存団体として須恵器の保存活用で実績のある公益財団法人寒風陶芸の里に打診し、財団内で協議した結果、事業拡充することが承認された。
- ・ 公益財団の事業拡充の変更申請を申請し、認定されたことを受け、新たに「**公益財団法人瀬戸内市歴史まちづくり財団**」として活動する。

3 事業内容

- ・ 既存の「寒風古窯跡群周辺地域における人とふれあう魅力ある陶芸の里づくり推進事業」に、「瀬戸内市の歴史文化資源の保存・活用及び地域活性化推進事業」を拡充する。
- ・ 拡充事業の内容は、次のとおり。
 - 「歴史文化資源の調査・研究に関する事業」
 - 「歴史文化資源の教育、観光、市民の文化振興等への活用及び広報に関する事業」
 - 「歴史文化資源の保存・活用に関わる地域活動団体等への支援及び担い手の育成に関すること」